平成２３年（フ）第２６０６号
東京都板橋区常盤台３丁目７－１
債務者　清水利恵子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６０７号
東京都練馬区大泉町３丁目38―24　第５ブルーコーポ103
債務者　佐藤寿美子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６０８号
神奈川県川崎市川崎区南町７―11―304
債務者　鈴木　聖子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６０９号
東京都練馬区東大泉３丁目59―７―207
債務者　オーラル　アンソニー　ブレアこと
ブレア　オーラル　アンソニー
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６１１号
東京都港区白金３丁目８―７―402
債務者　中沢　清二
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６１２号
千葉県市原市五井西１丁目11―16―109
債務者　奥崎　清隆
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６１５号
神奈川県横須賀市若宮台２―18
債務者　景山　沙織（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６１８号
埼玉県蕨市塚越３丁目６－１―102
債務者　嶋田　元樹
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６１９号
東京都大田区東糀谷６丁目８－７―426
債務者　入月　美幸
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６２６号
埼玉県越谷市北越谷２丁目24―22―208
債務者　田代麻衣子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６２８号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目37―５―101
債務者　政野屋　猛
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６３３号
東京都日野市新町３丁目27―９―208
債務者　細井　祐子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６３６号
東京都武蔵野市吉祥寺南町５丁目８―15
債務者　小野加代子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６３８号
神奈川県横浜市青葉区新石川４丁目15―５
メゾンいいじま第２　401
債務者　米　　博美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６３９号
東京都新宿区中落合３丁目４―13―401
債務者　松川　智弘
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部